



山形県公報

平成26年4月30日(水)
第2540号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(地域福祉推進課) ……511
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……512
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……513
- 同……………(同) ……同
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 平成16年3月県告示第332号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正……………(同) ……514
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……515
- 同……………(同) ……517
- 同……………(同) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……518
- 同……………(同) ……519
- 同……………(同) ……520
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会計局) ……同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……521
- 同……………(同) ……522
- あっせん員候補者の公示……………(労働委員会) ……同

## 告 示

### 山形県告示第439号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称   | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地    | 指定年月日       |
|-------------|--------------------------------|---------------|-------------|
| 小規模多機能つばさ原町 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 天童市大字原町145番地1 | 平成26. 3. 28 |

|                      |                                  |                      |        |
|----------------------|----------------------------------|----------------------|--------|
| グループホームつばさ原町         | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 天童市大字原町145番地 1       | 同      |
| さくら薬局米沢成島店           | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導         | 米沢市成島町二丁目 1 番34号     | 同 4. 1 |
| ファーコスあんず薬局           | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導         | 寒河江市大字白岩230番地        | 同      |
| きくち調剤薬局              | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導         | 村山市楯岡五日町14番24号       | 同      |
| ラ・ルーナ短期入所生活介護事業所     | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護         | 東田川郡庄内町余目字矢口92番地 1   | 同      |
| ショートステイにしだて          | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護         | 飽海郡遊佐町吹浦字西楯23番地の 9   | 同      |
| 松濤荘指定短期入所生活介護事業所     | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護         | 飽海郡遊佐町菅里字菅野南山 7 番地 1 | 同      |
| 特別養護老人ホームゆうすい        | 介護老人福祉施設                         | 飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下 2 番地    | 同      |
| 地域密着型特別養護老人ホーム ラ・ルーナ | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護             | 東田川郡庄内町余目字矢口92番地 1   | 同      |
| 特別養護老人ホーム松濤荘         | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護             | 飽海郡遊佐町菅里字菅野南山 7 番地 1 | 同      |
| 特別養護老人ホームにしだて        | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護             | 飽海郡遊佐町吹浦字西楯23番地の 9   | 同      |
| J Aやまがた福祉センター青田      | 訪 問 介 護<br>介護予防訪問介護              | 山形市東青田一丁目 4 番21号     | 同 4. 5 |

#### 山形県告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年 4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
特定非営利活動法人エンジェル・ハート「通所介護サービス事業所」  
山形市松波一丁目11番8号
- 届出の内容

|                 |               |              |
|-----------------|---------------|--------------|
| 指定介護機関の所在地      |               | 変更年月日        |
| 変 更 前           | 変 更 後         |              |
| 山形市東青田三丁目12番21号 | 山形市松波一丁目11番8号 | 平成25. 11. 27 |

**山形県告示第441号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
大町溝土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市砂越字小形111番地
- 3 認可年月日  
平成26年4月21日

**山形県告示第442号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 認可年月日  
平成26年4月21日

**山形県告示第443号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成26年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域の名称 沢山
- 2 土地の表示  
次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村 | 大 字   | 字   | 地 番  | 標 柱 番 号      |
|-------|-----|-------|-----|------|--------------|
| 酒 田 市 |     | 中 野 俣 | 高 楯 | 84-1 | 1号から4号まで及び7号 |
|       |     |       | 沢 山 | 81-1 | 5号           |

|  |  |  |  |      |    |
|--|--|--|--|------|----|
|  |  |  |  | 80   | 6号 |
|  |  |  |  | 76-1 | 8号 |

**山形県告示第444号**

平成16年 3月県告示第332号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。  
 なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成26年 4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項第2号を次のように改める。

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から平成2年 2月県告示第264号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）第2項の北楯急傾斜地崩壊危険区域の境界線に沿って標柱2号に至る線、標柱2号から16号までを順次結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村 | 大 字     | 字 | 地 番       | 標 柱 番 号    |
|-------|-----|---------|---|-----------|------------|
| 村 山 市 |     | 楯 岡 楯   |   | 3743-4    | 1号         |
|       |     | 楯 岡 楯   | 山 | 6275      | 2号         |
|       |     |         |   | 6285地先    | 3号         |
|       |     |         |   | 4068-1    | 4号         |
|       |     |         |   | 7109-1    | 5号         |
|       |     |         |   | 6904-2    | 6号         |
|       |     | 楯 岡 馬 場 |   | 3962-5    | 7号         |
|       |     |         |   | 3962-15地先 | 8号         |
|       |     |         |   | 6386-1    | 9号         |
|       |     |         |   | 3967-1地先  | 10号        |
|       |     | 楯 岡 楯   |   | 3823-3    | 11号から14号まで |
|       |     |         |   | 3743-4    | 15号及び16号   |

**山形県告示第445号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年 4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 銅宝沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 上宝沢         | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 切畑2         | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 宇作2         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 宇作4         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 宇作          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第446号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 横町川1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 松山川         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 蛇川          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 池沢－1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 池沢－2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 葉山沢1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 葉山沢2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 河原期川        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 荒町川         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 石曽根－1       | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 川口－1        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 川口－2        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 狸森     | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 金神林    | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 中山－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上新丁－1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 御井戸丁－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下新丁    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 元城内    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上十日町－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上十日町－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 沢丁－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 若林－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 若林－2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 河崎－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 河崎－2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 葉山－1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 葉山－2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 葉山－3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 葉山－4   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 葉山－5   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 石曽根1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 浦山     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 日向     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 須刈田2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上山市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第447号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 田麦野         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 二子沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 上山口3        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 上山口2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 上山口1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 谷地中         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 舟木          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 八幡山         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに天童市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第448号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 大杉向         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 上芦沢         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山辺町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第449号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 銅宝沢           | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 宇作2           | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 宇作4           | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 宇作            | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第450号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年 4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 蛇川            | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 池沢－1          | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 葉山沢1          | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 葉山沢2          | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 河原期川          | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 荒町川           | 別紙図面のとおりに                   | 土石流                 |
| 中山－1          | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 上新丁－1         | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 御井戸丁－2        | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 下新丁           | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 元城内           | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 上十日町－1        | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |
| 上十日町－2        | 別紙図面のとおりに                   | 急傾斜地の崩壊             |



|      |          |         |
|------|----------|---------|
| 沢丁－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 若林－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 河崎－1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 河崎－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 葉山－2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 葉山－3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 葉山－4 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 葉山－5 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 石曽根1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 浦山   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 日向   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 須刈田2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに上山市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第451号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 田麦野           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 二子沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 上山口3          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 上山口2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 上山口1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 谷地中           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 舟木  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 八幡山 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに天童市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第452号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年 4 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 大杉向           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 上芦沢           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山辺町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第453号

次の開発行為は、完了した。

平成26年 4 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成26年 3 月 27 日 指令村総建第271号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市金谷字西屋敷529番 1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上山市金谷字西屋敷522番地  
山名 立一

#### 山形県告示第454号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年 4 月 県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成26年 4 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 氏 名   | 住 所          | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日       |
|-------|--------------|------------|-------------|
| 高橋 和彦 | 寒河江市幸町 1 番17 | 同 左        | 平成26. 3. 31 |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成26年8月30日まで縦覧に供する。

平成26年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン山形嶋店  
山形市嶋北二丁目4番15

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称            | 所 在 地            |
|----------------|------------------|
| (仮称) ジョーシン山形嶋店 | 山形市嶋土地区画整理事業58街区 |

(変更後)

| 名 称       | 所 在 地        |
|-----------|--------------|
| ジョーシン山形嶋店 | 山形市嶋北二丁目4番15 |

- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称         | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-------------|-------------------|---------|
| 新潟ジョーシン株式会社 | 新潟県上越市藤野新田1174番地3 | 山 中 庸 隆 |

(変更後)

| 名 称          | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|--------------|----------------------|---------|
| 北信越ジョーシン株式会社 | 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号 | 山 中 庸 隆 |

3 変更年月日

- (1) 2の(1)に掲げる事項 平成23年7月15日  
(2) 2の(2)に掲げる事項 平成25年12月1日

4 届出年月日

平成26年4月14日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年8月30日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並

びに主たる事務所の所在地)

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに米沢市役所において平成26年8月30日まで縦覧に供する。

平成26年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ジョーシン米沢店

米沢市成島町三丁目2758番地16

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（変更前）

| 名 称         | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-------------|-------------------|---------|
| 新潟ジョーシン株式会社 | 新潟県上越市藤野新田1174番地3 | 山 中 庸 隆 |

（変更後）

| 名 称          | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|--------------|----------------------|---------|
| 北信越ジョーシン株式会社 | 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号 | 山 中 庸 隆 |

3 変更年月日

平成25年12月1日

4 届出年月日

平成26年4月14日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年8月30日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりとする。

平成26年4月30日

山形県労働委員会

会 長 立 松

潔

氏 名 関 歴

立 松 潔 山形県労働委員会委員、山形大学教授  
 浜 田 敏 山形県労働委員会委員、弁護士  
 高 橋 和 山形県労働委員会委員、山形大学教授  
 山 上 朗 山形県労働委員会委員、弁護士  
 平 洋 一 山形県労働委員会委員

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 大 泉 敏 男 | 山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会会長      |
| 細 谷 眞   | 山形県労働委員会委員、JAM南東北山形県連絡会会長          |
| 齋 藤 健   | 山形県労働委員会委員、東北電力労働組合山形県本部委員長        |
| 長谷川 キクヨ | 山形県労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会女性委員会参与 |
| 伊 藤 功   | 山形県労働委員会委員、自治労山形県本部書記長             |
| 鈴 木 合 子 | 山形県労働委員会委員、スズキハイテック株式会社常務取締役       |
| 長 岡 喬   | 山形県労働委員会委員、一般社団法人山形県経営者協会専務理事      |
| 元 木 清 行 | 山形県労働委員会委員、株式会社ヤマコー常務取締役総務部長       |
| 齋 藤 一 春 | 山形県労働委員会委員、山形パナソニック株式会社常務取締役       |
| 石 堂 栄 一 | 山形県労働委員会委員、酒田商工会議所専務理事             |
| 佐 原 伸 児 | 山形県労働委員会事務局長                       |
| 村 形 和 弘 | 山形県労働委員会事務局審査調整課長                  |

平成26年4月30日印刷  
平成26年4月30日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056